

柏崎技術開発振興協会 見本市出展支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎技術開発振興協会（以下「協会」という。）が行う見本市出展支援事業の実施における必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業者に対し、見本市出展に対する助成を行うことにより販路開拓や受注拡大を促進し、新たな事業展開や有望な産業分野への進出を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）で、柏崎市内に事業所を有し、柏崎商工会議所機械金属工業部会又は一般工業部会のいずれかに所属するものとする。

(助成対象事業)

第4条 本事業の対象見本市（以下「助成対象見本市」という。）は、助成対象者が主に生産する製品を展示する見本市（オンライン見本市を含む。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する見本市は、対象としない。

(1) 協会及び柏崎市が主催又は出展等のとりまとめを行う見本市

(2) 助成対象者が主催又は共催等である見本市

(3) 自社製品の販売を行う見本市

(4) 柏崎技術開発振興協会理事長（以下「理事長」という。）が適当でないと判断する見本市

(5) 他に同種の助成金や補助金を受けている見本市

2 同一年度内に助成対象見本市への出展が複数回ある場合は、このうち1回の出展を助成対象とする。

(助成対象経費)

第5条 本事業で助成対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(助成金額等)

第6条 本事業の助成金（以下「助成金」という。）の額は、別表2のとおりとし、本事業の予算の範囲内で交付するものとする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請事業者」という。）の各交付申請額の総額が当該年度の協会の本事業に係る予算額を超える場合は、各申請事業者の交付申請額の比率により、予算額を案分した額を交付するものとする。

(交付申請)

第7条 申請事業者は、助成対象見本市の開催初日の属する年の翌年1月1日から1月31日までに助成対象見本市の見本市出展支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）及び見本市出展支援事業成果状況報告書（別記第2号様式）を理事長に提出しなければならない。

(交付決定及び交付額の確定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し、見本市出展支援事業助成金交付決定通知書兼確定通知書（別記第3号様式）により申請事業者に通知し、助成金を交付するものとする。

2 本事業の助成金交付を受ける助成対象者は、助成対象見本市出展後3年間は、理事長から成果状況について調査要請があった場合、状況報告を行うこととする。

（助成金の経理）

第9条 助成対象見本市出展に係る収支を明らかにした帳簿や証拠書類等は、当該助成対象見本市終了後から5年間、保管及び管理しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附記

平成22年制定

平成24年3月26日 第5条一部改定

平成26年6月25日 第3条、第5条一部改定

平成30年3月26日 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条及び第13条一部改正

令和2年3月25日 第4条第2項追加、第7条第2項削除、第8条第1項一部改正、第9条から第11条まで削除、第12条及び第13条繰り上げ

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年6月3日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の要綱は、令和3年3月16日以後に実施された助成対象見本市の出展支援事業から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年12月17日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和3年3月16日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際改正前の様式による用紙で現存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

別表1（第5条関係）

種別	助成対象経費
見本市（対面型）	会場借上料、ブース装飾費、コンテンツ製作費
オンライン見本市（非対面型）	出展料、コンテンツ製作費

備考

- 1 会場借上料とは、会場賃借料、ブース借上料、出展小間料、見本市参加負担金等をいう。
- 2 ブース装飾費とは、基本仕様のものをいい、これ以外の電気工事費及び電気使用料並びに申請者の所有物となる展示物及び機器は含まない。
- 3 コンテンツ製作費とは、出展時に使用するW e b ページ及び動画等の作成に係る経費をいい、パンフレット・チラシ・ポスター等の印刷製本費は含まない。
- 4 出展料とは、参加料及び登録料等をいい、これらのオプションメニューを含むものとする。
- 5 振込手数料、消費税及び地方消費税は、対象外とする。

別表 2（第 6 条関係）

種別	助成率	限度額
見本市（対面型）	2／3	5 0 万円
オンライン見本市（非対面型）	2／3	2 5 万円